

第3期中期目標期間終了時の検討について（案）

1 概 要

- ◆ 地方独立行政法人法の規定により、設立団体の長（市長）は、中期目標期間の終了時までには法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、検討結果に基づく所要の措置を講ずるものとされている。
- ◆ 検討に当たっては、同条第2項により評価委員会の意見を聴くこととされている。

○地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標の期間の終了時の検討）

- 第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までには、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 検討及び措置の方向性（案）

（1）業務の継続又は組織の存続の必要性

地方独立行政法人長野市民病院（以下「法人」という。）は、地域の中核病院として、他医療機関等との機能分担と連携強化を図りながら、「救急医療」、「がん診療」、「脳、心臓、血管診療」をはじめとする高度急性期医療の一層の充実に努めるとともに、訪問看護や地域包括ケア病棟の活用など在宅医療の支援にも積極的に取り組んできた。

急速に進む少子高齢化による医療需要の変化が見込まれるほか、人件費の上昇、物価の高騰など病院経営を取り巻く状況は厳しい中ではあるが、大規模自然災害や新興・再興感染症の発生時の対応を含め、市民病院として求められる役割や市民ニーズを適切に捉えながら、良質な医療を将来にわたって持続的に提供していくため、引き続き法人において業務を継続することが必要である。

（2）業務及び組織全般の検討

第4期中期目標の策定に関する検討をもって、業務及び組織全般の検討とする。

（3）所要の措置

第4期中期目標を法人に指示することをもって、所要の措置とする。